

議案第 14 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整理に関する規程の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 日
規程第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整理に関する規程

(公立大学法人青森公立大学職員給与規程等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる規程の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- 1 公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成 21 年 4 月 1 日規程第 67 号)
第 24 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 25 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号
- 2 公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程(平成 21 年 4 月 1 日規程第 81 号)第 23 条第 1 項第 1 号及び第 4 項第 2 号、第 24 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 25 条第 1 項第 1 号並びに第 25 条の 3 第 4 項

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この規程の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行後にした行為に対して、他の規程の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の規程の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。)第 2 条の規定による改正前の刑法(明治 40 年法律第 45 号。

以下この項において「旧刑法」という。) 第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮にあってはそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留にあっては長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規程の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の規程の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者にあっては無期の禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者にあっては刑期を同じくする有期の禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者にあっては刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部改正に伴う経過措置)

5 第1条第1号の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学職員給与規程第25条第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定(公立大学法人青森公立大学職員給与規程第26条第5項及び第28条第8項において準用する場合並びに公立大学法人青森公立大学役員報酬規程(平成21年4月1日第33号)第7条の規定により給与規程適用職員の給与の支給方法の例によることとされる場合を含む。)の適用については、刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号。以下「整理等法」という。)並びにこの規程の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程の一部改正に伴う経過措置)

6 第1条第2号の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程第23条第1項及び第4項、第24条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第25条の3第4項(公立大学法人青森公立大学理事長及び副理事長の退職手当に関する規程(平成21年4月1日規程第34号。以下この項において「理事長及び副理事長の退職手当規程」という。)第8条において準用する場合を含む。)並びに公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程第25条の3第3項の規定(理事長及び副理事長の退職手当規程第9条の規定により職員退職手当規程の適

用を受ける職員の例によることとされる場合を含む。) の適用については、刑法等一部改正法及び整理等法並びにこの規程の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（細則への委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、刑法等一部改正法の施行に伴い必要な経過措置は、細則で定める。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整理に関する規程の制定について

1 制定理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による刑法の改正により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることから、これらの用語を規定する関係規程の整理を図るもの

2 法改正の内容

- 刑法（明治40年法律第45号）において、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>拘禁刑</u>は、刑事施設に拘置する。 ・改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>懲役</u>は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>禁錮</u>は、刑事施設に拘置する。

【拘禁刑創設の趣旨】

現行法上、入所受刑者の大部分を占める懲役受刑者（99.7%）について、一定の時間を必ず作業に割かなければならぬとされているところ、拘禁刑を創設し、作業と指導の組合せにより、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を推進する。

3 改正内容及び改正対象規程

- (1) 以下の規程の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。【第1条】
 - ① 公立大学法人青森公立大学職員給与規程
 - ② 公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程

4 施行期日

令和7年6月1日（刑法等の一部を改正する法律の施行日と同日）

【第1条第1号関係】

公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年4月1日規程第67号）

新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第22条 略 (期末手当)	第1条～第22条 略 (期末手当)
第23条 略	第23条 略
第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) 略 (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの	第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) 略 (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの
第25条 法人は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>拘禁刑</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6	第25条 法人は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>禁錮</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6

【第1条第1号関係】

改正後	改正前
編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合	編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
(2) 略	(2) 略
2 法人は、前項の規定により期末手当の一部を差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	2 法人は、前項の規定により期末手当の一部を差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に關し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられなかつた場合	(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に關し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかつた場合
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略
3～5 略	3～5 略
第26条～第30条 略	第26条～第30条 略

【第1条第2号関係】

公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程（平成21年4月1日規程第81号）

新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第22条 略 (退職手当の支払の差止め)	第1条～第22条 略 (退職手当の支払の差止め)
第23条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2～3 略 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）のうち、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 略	第23条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2～3 略 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）のうち、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 略

【第1条第2号関係】

改正後	改正前
(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合	(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
(3) 略	(3) 略
5～7 略 (退職後 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)	5～7 略 (退職後 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)
第24条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第22条第1項に規定する事情及び同項に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。	第24条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第22条第1項に規定する事情及び同項に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。	(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。
(2) 略	(2) 略

【第1条第2号関係】

改正後	改正前
2～6 略 (退職をした者の退職手当の返納) 第25条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後ににおいて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第22条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。 (2) 略	2～6 略 (退職をした者の退職手当の返納) 第25条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後ににおいて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第22条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。 (2) 略
2～5 略 第25条の2 略 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)	2～5 略 第25条の2 略 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)
第25条の3 略 2・3 略 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた後において第25条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を求める	第25条の3 略 2・3 略 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた後において第25条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を求める

【第1条第2号関係】

改正後	改正前
することができるものとする。 5～7 略 第25条の4～第27条 略	することができるものとする。 5～7 略 第25条の4～第27条 略